

平成20年9月25日

平成20年第3回岬町議会定例会

第3日会議録

平成20年第3回(9月)岬町議会定例会第3日会議録

平成20年9月25日(木)午前10時50分開議

場 所 岬町役場議場

出席議員 次のとおり14名であります。

| | | | | | |
|-----|---------|-----|---------|-----|---------|
| 1番 | 川 端 啓 子 | 2番 | 鍛 治 末 雄 | 3番 | 中 原 晶 |
| 5番 | 和 田 勝 弘 | 6番 | 出 口 實 | 7番 | 奥 野 学 |
| 8番 | 谷 本 貢 | 9番 | 反 保 多喜男 | 10番 | 岡 本 重 樹 |
| 11番 | 辻 下 文 信 | 12番 | 辻 下 正 純 | 13番 | 田 代 堯 |
| 14番 | 小 川 日出夫 | 15番 | 竹 内 邦 博 | | |

欠席議員 な し

傍 聴 な し

地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

| | | | |
|------------------------------|---------|-------------|---------|
| 町 長 | 石 田 正 弘 | 教 育 長 | 田 中 繁 樹 |
| 総 務 部 長 | 中 口 守 可 | 総 務 部 理 事 | 時 岡 貢 |
| 企 画 部 長 | 笠 間 光 弘 | 企 画 部 理 事 | 竹 本 靖 典 |
| 住 民 部 長 | 白 井 保 二 | 福 祉 部 長 | 芦 田 貴志雄 |
| 事 業 部 長 | 松 永 英 三 | 上 下 水 道 部 長 | 末 原 光 喜 |
| 会 計 管 理 者 兼 理 事 | 淵 原 義 仁 | 教 育 部 長 | 岡 田 耕 治 |
| 総 務 部 副 理 事 兼 総 務 法 制 課 長 | 南 康 明 | | |

本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 辻 下 一 博

議会事務局課長代理
兼 議会係長

竹 下 雅 樹

議事日程

- 日程 1 追加議案第 89 号 工事請負契約締結の件（多奈川東畑地区多目的公園整備工事
（その 1））
- 日程 2 追加議案第 90 号 工事請負契約締結の件（岬町旧ごみ焼却施設解体工事）
- 日程 3 三常任委員長報告
- 日程 4 議員提出議案第 1 号 岬町議会会議規則の一部を改正する件
- 日程 5 意見書案第 2 号 道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書（案）
- 日程 6 意見書案第 3 号 学校耐震化に関する意見書（案）

(午前10時50分 開議)

谷本 貢議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから平成20年第3回岬町議会定例会3日目を開会します。

ただいまの時刻、午前10時50分です。

本日の出席議員は14名です。

定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

谷本 貢議長 日程1、議案第89号「工事請負契約締結の件(多奈川東畑地区多目的公園整備工事(その1))」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 議案第89号 工事請負契約締結の件(多奈川東畑地区多目的公園整備工事(その1))について御説明いたします。

多奈川東畑地区多目的公園整備工事の施工に当たりまして、工事請負契約を締結したいので地方自治法第96条第1項5号の規定により、議会の議決を求めます。

この工事につきましては、9月5日に入札を執行いたしました。入札の方法といたしましては指名競争入札で契約金額は5,145万円、うち消費税及び地方消費税245万円でございます。

契約の相手は大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2326番地の12、芳山建設株式会社、代表取締役 芳山龍二でございます。

この工事は多奈川東畑地区多目的公園内において道路等の整備工事を行うもので、工期につきましては議会の議決日から平成21年3月31日まででございます。

工事概要及び工事場所につきましては、お手元の別紙資料番号1及び裏面を御参照ください。

工事区分といたしましては土木工事でございます。

次に工事概要でございますが、工事総延長といたしましては1,797.2メートルで内訳といたしましては管理道路を6号線整備工として延長741.6メートル、車道、舗装工として4,667.4平方メートル。管理道路7号線整備工として延長918.8メートル、車道・舗装工5,777.7平方メートル。管理道路8号線整備工として延長136.8メートル、車道・舗装工として883.6平方メートルでございます。

裏面には工事場所を示しております。黒い太い線が管理道路6号線から8号線でございます。

資料の次のページをごらんください。入札結果調書、経過調書でございます。主な内容として入札業者数としては一覧の15者でございます。入札内容としては15者による入札となっております。予定価格は消費税及び地方税抜きの7,597万1,000円で落札率として64.5%となっております。

以上でございます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

中原 晶議員 今回の入札につきましては、調査基準価格よりも低い金額での落札ということで、低入札ということになりますので、調査部会が開催されたところかと思えます。その結果についてお示しいただきたいと思えます。

谷本 貢議長 総務部副理事、南 康明君。

南総務部副理事兼総務法制課長 中原議員さんの質問にお答えさせていただきます。

今回、低入札という形となっております。低入札になった場合の手順ですけれども、まず一たんその契約を保留し、低入札価格調査制度実施要領に基づき低入札調査部会を開き、その工事が正しく施工できるかどうかについて検討いたします。

業者から入札価格の内訳書を徴し、岬町の見積書とつき合わせながら各項目ごとにどこで幾ら違っているのかというのを確認をいたします。そのときに業者にこの金額で利益があるのかどうかということも確認します。工事施工に際し利益が一切出ないというような回答は業者から出ておりません。何とかこれで工事はできると。利益は薄いけれども工事ができるということをおっしゃっております。その中で直接工事費についても、余り低いということになりますと工事ができないという点もでございます。今回の業者の場合、一般管理費それから現場管理費、共通仮設費、その部分を大きく削ってその企業の企業努力によって、自社経費でその分を賄うということで経費を削減したということをお聞かせしております。

それと今回工事の中で外注工事というのもございます。この工事先の外注する業者の見積書も添付されておったと。その見積書の金額と設計金額が合致しているという点でこの工事についてはできるのではないかとございまして。

それと落札業者のヒアリングにおきまして、経費を削減した積算額であります。工事施工管理においては完了まで町の指導に従うとともに安全対策等において万全を期し、設計どおりの施工を行う旨の申し出をしています。そこで見積書どおり施工されれば適正に工事ができるのでは

ないかということで調査部会の中で決まって、その業者に連絡を取って契約に至ったわけでございます。

経過については以上でございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 ただいまの答弁で低入札価格調査制度実施要領に基づいて部会を開き、細かい点についても報告がされ、町としては適合した履行がなされるという判断を行ったということが確認できましたので結構です。

以上です。

谷本 貢議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第89号「工事請負契約締結の件(多奈川東畑地区多目的公園整備工事(その1))」を起立により採決します。

本件は提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって議案第89号は可決されました。

日程2、議案第90号「工事請負契約締結の件(岬町旧ごみ焼却施設解体工事)」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、中口守可君。

中口総務部長 日程2、議案第90号 工事請負契約締結の件(岬町旧ごみ焼却施設解体工事)について御説明いたします。

岬町旧ごみ焼却施設解体工事の施工にあたり、工事請負契約を締結したいので地方自治法第96条第1項5号の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

この工事につきましては9月8日に入札を執行いたしました。入札の方法といたしましては制限つき一般競争入札で契約金額5,880万円、うち消費税及び地方消費税280万円でございます。

なお制限つき一般競争入札とは入札しようとする工事を町が公告しまして、あらかじめ定めた

資格や条件を満たした者であれば自由に参加できるという入札制度でございます。

なお、契約の相手は大阪市北区国分寺1丁目6番9号、株式会社山高工務店、代表取締役 大西武史でございます。

本工事は岬町旧ごみ焼却施設の解体工事を行うもので、工期につきましては議会の議決日から平成21年3月25日まででございます。

工事概要及び工事場所につきましては、お手元の別紙資料番号2及び裏面を御参照ください。

工事区分といたしましては建築一式工事でございます。

次に工事概要でございますが、老朽化が著しい旧ごみ焼却施設の建屋及びプラントの解体撤去をするものでございまして、解体工事一式、施設規模でございますが、8時間燃焼炉で7.5トンの施設が2炉ございます。合わせて15トンの焼却炉となっております。

処理方式はストーカー方式焼却炉でございます。解体建築物として施設本体、建築コンクリート造及び鉄骨造2階建、煙突は鉄筋コンクリート造の高さ40メートルでございます。

工事内容、建屋及びプラント解体撤去工事、ダイオキシン類等除去及び爆炉対策工事等でございます。

資料2の次のページをごらんください。入札結果及び経過調書でございまして、主な内容を説明させていただきます。

入札業者名は表のとおり一覧で4者ございます。4者による入札となっております。

予定価格は消費税及び地方税抜きの1億863万2,400円で、落札率といたしましては51.55%となっております。

以上でございます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。中原 晶君。

中原 晶議員 本件につきましても、落札率が51.55%ということで、非常に低く、安くてもよい事業をしていただくということで町財政への寄与という点では重要なことかと思えますけれども、非常に低い落札額でもありますので、先ほどと同じように低入札に関する調査部会のことについてお聞きをしておきたいと思います。

調査部会の中ではさまざまなことが、事情徴収されるという要領を定められておりますけれども、私がいただいている資料では5点にわたって調査部会にて行うものとするというふうに定められているものを手元に持っております。

その5点の中で、1点目にその価格により入札した理由を示すようにということが一つの項

目としてありまして、それについては必ず調査することというふうに定められておりますが、岬町においては低入札の場合に、この一つ目は必須事項のようですけれども、二つ目から五つ目までも必ず調査部会等できちんと確認、事情徴収などされているのかどうか、そういった点についてお聞かせいただきたいと思います。

谷本 貢議長 総務部副理事、南 康明君。

南総務部副理事兼総務法制課長 中原議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

低入札の調査部会につきましては、役場の中の上下水道部または事業部の関係技術職員、また総務法制課の関係職員との組織をもって内容の審査に当たっておるわけですけれども、ただ今言われましたように入札をした理由ということでもまず最初に聞きます。それでまず入札理由について申し上げますと、この会社につきましては、解体工事において類似した施設、実績を多く有しており、豊富な経験実績があり現在手持ち工事がない中で協力会社と連携して安全面、工程面に万全を期して設計仕様にに基づき、解体、施工できる金額として応札したとしております。

また当該工事の建設機械についてもその会社が自社手持ち及び協力会社の機械を活用し、企業努力による経費の削減に努めたということでございます。これが主な入札した理由になります。

その後、その業者とのヒアリングの中で手持ち工事との関連とか、町設計額、設計書とのつき合わせ、内容で言いますと直接工事費の関係、それから共通仮設費それと現場管理費、一般管理費、その部分について個々に、この金額でその工事ができるかということで検討するわけでございます。

今回、業者とのヒアリングにおきましてはかなり経費を削減した積算額でありますので、この一番懸念されるダイオキシンとかそういう汚染物質に対するの除去については、予算的には十分確保されているという中で設計書どおりにこの工事ができるかと判断をいたしまして、今回議会の方にあげさせてもらったところでございます。

説明については以上でございます。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 ただいま御答弁いただきましたけれども、特に落札された業者に対して不信をいただいているわけでもございませんし、どういった努力がされているのかという点について今お聞きしたところであります。先ほども申しましたが非常に低い落札率での工事、業者発注ということで町財政にとってはプラスになるというところでありますけれども、本件につきましては特に人体にも影響を及ぼすような作業になりますので、安くてよい事業が行っていただけるように安全に解体の工事を進めていただくように要望しておきたいと思っております。

以上です。

谷本 貢議長 他に質疑はございませんか。田代 堯君。

田代 堯議員 概要の中でお聞きしたいんですけども、ダイオキシン類等の除去及び爆炉対策工事ということが明記されておるんですが、あそこは長い間焼却施設がありまして、一番大事なのは、私は入札云々には何ら問題はないと思うんですけども、ただダイオキシンをどのように除去して、どのくらい含まれているのか知りませんが、それを場外へ持ち出す場合とか場内で処理する場合、例えばどういう特別なやり方というんですか、工事の。それが条件付になっている。その辺だけお聞きしたいと思います。

谷本 貢議長 住民部長、白井保二君。

白井住民部長 それでは御質問の内容につきまして、お答えさせていただきます。

まず今回解体を予定しております旧ごみ焼却場につきましては、さきの委員会でも御説明いたしましたとおり、相当ダイオキシンの焼却炉内並びに汚染防止のプラントの中に残っておりますのでそれを除去する必要があると思います。

今回につきましては、解体する工事に当たりましてはダイオキシンを周辺地域にばら撒かない、また作業する作業員の安全を守ると、それが基本でございます。それに基づきまして、一番解体工事を行うに当たりまして、一番問題はダイオキシンをどうして除去するのかということでございます。これにつきましても標準的な今回の仕様書におきましては湿式、すなわち高圧洗浄によりましてダイオキシンをまず洗浄する予定でございます。そしてそれを洗浄することによりまして、洗浄した結果を見まして普通の解体工事ができる、基準で言いますとダイオキシンの濃度が3ナノグラム以下に落とす必要があると思います。そういう状況をまず考えております。洗浄するに当たりまして高圧洗浄でございますので、使った水をあくまでも施設内でろ過装置でろ過いたしまして、ダイオキシンを外に出さない、そしてまた施設内におきまして、まず工事をする範囲についてはすべてコンクリートを張りまして、地下にも浸透させないという形でダイオキシンの除去工事を行う。そして除去した内容が基準値以下になっていることを確認した上で、その中で解体工事を行う。解体工事に当たりまして、周りをシートとかパネルで閉鎖いたしまして減圧、抑圧ですか、0.1気圧の低い形の気圧にいたしまして、解体中紛塵等が外に漏れないような形の工事を行いまして、そして周辺環境に影響を出さない解体工事を予定してございます。

解体の内容につきましては以上でございます。

谷本 貢議長 他に質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これでは質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第90号「工事請負契約締結の件(岬町旧ごみ焼却施設解体工事)」を起立により採決します。

本件は提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって議案90号は可決されました。

日程3、三常任委員長報告を行います。

過日、9月5日の本会議において総務文教、厚生、事業の各委員会に付託しました議案について、各委員会で慎重に内容の審査をしていただいたその結果を三常任委員長から報告を求めます。

初めに事業委員長の報告を求めます。事業委員長、岡本重樹君。

岡本事業委員会委員長 議長の許可を得ましたので、事業委員会委員長報告をします。

9月5日の本会議において、本委員会に付託されました6件の議案については、9月9日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について会議規則第41条第1項の規定により報告をします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いをいたします。

まず、議案第60号 平成20年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件のうち、本委員会に付託された案件については委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に議案第74号 平成19年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で認定をされました。

次に議案第78号 平成19年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で認定をされました。

次に議案第79号 平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論はなく、満場一致で認定をされました。

次に議案第87号 平成19年度岬町水道事業会計決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で認定をされました。

次に議案第88号 平成19年度南大阪湾岸南部流域下水道組合打切決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定をされました。

以上が審査経過並びに結果であり、当委員会で付託された6議案は可決、認定すべきものと決定をしております。

以上で私の委員長報告を終わります。以上です。

谷本 貢議長 事業委員長の報告が終わりました。

それでは、事業委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、厚生委員長の報告を求めます。厚生委員長、竹内邦博君。

竹内厚生委員会委員長 議長の許可を得ましたので、厚生委員会委員長報告を行います。

9月5日の本会議において、本委員会に付託されました9件の議案については9月10日に委員会を開催し、慎重に内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議案第60号、平成20年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件うち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第61号、平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

議案第62号、平成20年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

議案第70号、岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で可決されました。

議案第74号、平成19年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第76号、平成19年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件については、委員会記録

のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第77号、平成19年度岬町老人保健特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

議案第80号、平成19年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、反対討論があり、挙手多数で認定されました。

議案第81号 平成19年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された9議案は可決、認定すべきものと決定しております。

以上で、私の委員長報告を終わります。

谷本 貢議長 厚生委員長の報告が終わりました。

それでは、厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

次に、総務文教委員長の報告を求めます。総務文教委員長、田代 堯君。

田代総務文教委員会委員長 それでは議長の許可を得ましたので、総務文教委員会委員長報告をいたします。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました14件の議案については9月11日に委員会を開催し、慎重にその内容の審査を行いましたので、その経過並びに結果について会議規則第41条第1項の規定により報告いたします。

なお、質疑・応答等の詳細な内容については、配付しております委員会記録のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

まず議案第60号、平成20年度岬町一般会計補正予算（第2次）の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に議案第63号、平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第2次）の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に議案第64号、平成20年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に議案第65号、平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算（第1次）の件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に議案第66号、岬ゆめ・みらい基金条例を制定する件については、委員会記録のとおり、質疑・応答があり、満場一致で可決されました。

次に議案第67号、岬町監査委員条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に議案第68号、公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件については、質疑・討論なく、満場一致で可決されました。

次に議案第74号、平成19年度岬町一般会計決算認定の件のうち、本委員会に付託された案件については、委員会の記録のとおり、質疑・応答、賛成討論があり、満場一致で認定されました。

次に議案第75号、平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく、満場一致で認定されました。

次に議案第82号、平成19年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件から、議案第85号、平成19年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件までの4件については一括議題とし、質疑・討論なく4件とも満場一致で認定されました。

次に議案第86号、平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件については、質疑・討論なく満場一致で認定されました。

以上が、審査経過並びに結果であり、当委員会に付託された14議案とも可決、認定すべきものと決定いたしております。

以上で報告を終わります。

谷本 貢議長 総務文教委員長の報告が終わりました。

それでは、総務文教委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

以上で、三常任委員長の報告が終わりました。

ただいまから、議案第60号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

中原 晶議員 反対討論です。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 本補正予算につきましては、緊急的な予算措置が必要と思われるものや、子ども

たちの教育や安全にかかわって前向きなものと考えられるものが含まれており、評価すべき点もあると考えております。

しかしながら、委員会でも申し上げたとおり、来年10月から始められる公的年金からの住民税の年金からの天引きに係る予算が計上されておりまして、賛成することはできません。

税の納付については、自主申告、自主納付が原則であり、いつの時期にどこの財布から税金を納めるかといった問題は本人自身が決定し納付するもので、天引きはこの税の原則を大きく逸脱するものであると感じております。

あわせて委員会でも申し上げましたが、税源移譲に伴う住民税の還付をすべての対象者に速やかに行われるよう申し添えて反対討論といたします。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第60号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第60号は、原案のとおり可決されました。

議案第61号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第61号「平成20年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第61号は、原案のとおり可決されました。

議案第62号「平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第62号「平成20年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

議案第63号「平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第2次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第63号「平成20年度岬町淡輪財産区特別会計補正予算（第2次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第63号は、原案のとおり可決されました。

議案第64号「平成20年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第64号「平成20年度岬町多奈川財産区特別会計補正予算（第1次）の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第64号は、原案のとおり可決されました。

議案第65号「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1次)の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第65号「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第1次)の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第65号は、原案のとおり可決されました。

議案第66号「岬ゆめ・みらい基金条例を制定するの件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第66号「岬ゆめ・みらい基金条例を制定するの件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第66号は、原案のとおり可決されました。

議案第67号「岬町監査委員条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第67号「岬町監査委員条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第67号は、原案のとおり可決されました。

議案第68号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第68号「公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第68号は、原案のとおり可決されました。

議案第70号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ですか。中原 晶君。

中原 晶議員 厚生委員会でも申し上げましたが、本件につきましては住民負担増につながるもので、上げ幅の大小にかかわらず賛成できるものではありません。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第70号「岬町健康ふれあいセンター条例の一部を改正する件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものと決定しております。
厚生委員長の報告のとおり、可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第70号は、原案のとおり可決されました。

議案第74号「平成19年度岬町一般会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。中原 晶君。

中原 晶議員 2007年度の決算につきましては、耐震化を進めるための事業や各小学校の巡回員の配置、また児童遊園の整備や住民の足を確保するための巡回バスなど、住民の利益にかなう予算の執行がなされた部分もあると考えております。

しかしながら、一方で国政との関係で住民に痛みを押しつける国の悪政から住民を守ることができなかつたと感じる点が多々含まれております。

後期高齢者医療制度の具体化を進めるものについて予算化また執行されており、この問題についてはかねてから繰り返し反対の意見を申し上げているところであります。

また障害者自立支援法については利用者には一割負担、福祉関係の施設や事業者には財政的な困難を強いており、自治体にとっても事務量の増加などをもたらし、三重苦と言えるぐらいのひどいものであります。

こういったものから住民の生活を守ることができなかつたというふうに感じているところであります。

また乳幼児医療費の助成制度の年齢引き上げや、学童保育の受け入れ学年の拡大等、繰り返し求めている問題についてもお答えをいただいておりますが、本決算に賛成することはできません。

しかしながら1点、住宅使用料等特別徴収の委託料につきましては、2007年度においては部落解放同盟と多奈川地域人権協議会に事業委託をされており、この点については異論申し上げていき、2008年度には見直しを図られておりますので、この点については今後一層旧同和事業と思われるものの見直しを図られるようにということは御要望申し上げて、私の態度表明いたします。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これで討論を終わります。

これより、議案第74号「平成19年度岬町一般会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての三常任委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

三常任委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第74号は、原案のとおり認定されました。

議案第75号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第75号「平成19年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致であります。よって、議案第75号は、原案のとおり認定されました。

議案第76号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。

中原 晶君。

中原 晶議員 国民健康保険の特別会計決算につきましては、必要な予算執行も当然含まれていると考えておりまして、その点については評価をしているところであります。出産一時金の増額や検診の充実等が含まれており、その点についてはより一層努力していただきたい点として頑張っていたきたいと思っておりますけれども、委員会審議の中でも保険料自体がどうなったのかとお聞きしたところ調定額で7.9%負担がふえたというお答えでありまして、住民の皆さんから保険料そのものが高過ぎて払えないと、保険料の値下げの住民の願いは大変強いものであります。

また住民の生活実態を考えたときに、本決算について認定に賛成することはできないという判断に及びます。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これでは討論を終わります。

これより、議案第76号「平成19年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第76号は、原案のとおり認定されました。

議案第77号「平成19年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第77号「平成19年度岬町老人保健特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第77号は、原案のとおり認定されました。

議案第78号「平成19年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対ですか。

中原 晶議員 反対です。

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 本決算につきましては、2007年度から使用料の値上げが実施されておるところで、住民負担もふやされた反映となっておりますので賛成しかねるという立場であります。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。他に討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 これでは討論を終わります。

これより、議案第78号「平成19年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件」について、起

立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数です。よって、議案第78号は、原案のとおり認定されました。

議案第79号「平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第79号「平成19年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第79号は、原案のとおり認定されました。

議案第80号「平成19年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ですか。

中原 晶君。

中原 晶議員 この介護保険の特別会計につきましては、高い保険料の値下げも実行ある減免策も不十分であるということは繰り返し申し上げているところであります。

国で決められる介護保険制度の連続的な改悪によって負担は重く、サービスは削るという大きな流れがつくられており、こういった流れから岬町の住民利用者を守れていないと感じるところでありますので、賛成しかねるところであります。

以上です。

谷本 貢議長 次に、原案に賛成の方の発言を許します。他に討論ございませんか。

これで討論を終わります。

これより、議案第80号「平成19年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)決算認定の

件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

谷本 貢議長 起立多数であります。よって、議案第80号は、原案のとおり認定されました。

議案第81号「平成19年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第81号「平成19年度岬町介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての厚生委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

厚生委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第81号は、原案のとおり認定されました。

議案第82号「平成19年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第82号「平成19年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第82号は、原案のとおり認定されました。

議案第83号「平成19年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第83号「平成19年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第83号は、原案のとおり認定されました。

議案第84号「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第84号「平成19年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第84号は、原案のとおり認定されました。

議案第85号「平成19年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第85号「平成19年度岬町谷川財産区特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。
総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第85号は、原案のとおり認定されました。

議案第86号「平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第86号「平成19年度岬町住宅用地造成事業特別会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての総務文教委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

総務文教委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第86号は、原案のとおり認定されました。

議案第87号「平成19年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議案第87号「平成19年度岬町水道事業会計決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第87号は、原案のとおり認定されました。

議案第88号「平成19年度南大阪湾岸南部流域下水道組合打切決算認定の件」について、討論を行います。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

反対討論ですか。

中原 晶議員 賛成です。

谷本 貢議長 反対討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 中原 晶君。

中原 晶議員 先ほどは失礼いたしました。

本決算につきましては、下水道事業の大阪府の一元化に伴う大阪府による管理運営への移行に伴うものということでありまして、これまでも何回かこれにかかわっては審議してきたところでもあります。

その中で住民負担、利用料金の問題や町内における流域下水道の整備について不安が残るということは申し上げてきました。また広域での運用となることによって住民への不利益がこうむらないかどうかという点についても懸念が残されたままでありまして、今後住民にとって真に利益となるか、この点については不透明のままであるというふう考えているところであります。

しかしながら、本年度より府の一元化に既に移行している事業でもあり、今後町の役割を十分果たすように求めて賛成といたします。

以上です。

谷本 貢議長 他に討論ございませんか。

これで討論終わります。

これより、議案第 88 号「平成 19 年度南大阪湾岸南部流域下水道組合打切決算認定の件」について、起立により採決します。

本件についての事業委員長の報告は、原案のとおり認定すべきものと決定しております。

事業委員長の報告のとおり、認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議案第 88 号は、原案のとおり認定されました。

以上で、三常任委員会に付託されました案件はすべて議決されました。

各委員の皆さん、本当に御苦労さまでございました。

日程 4、議員提出議案第 1 号「岬町議会会議規則の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。議会議員、中原 晶君。

中原 晶議員 議員提出議案第 1 号「岬町議会会議規則の一部を改正する件」を、岬町議会会議規則第 14 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

提出者 岬町議会議員 中原 晶

賛成者は次のとおりです。敬称を略させていただきます。

賛成者、岬町議会議員 竹内邦博、田代 堯、岡本重樹、和田勝弘、辻下正純、鍛冶末雄。

以上であります。

提案理由は地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行に伴い本規則に所要の改正を行うものであります。

「岬町議会会議規則の一部を改正する規則（案）」について説明をいたします。

裏面を御参照願います。

岬町議会会議規則（昭和62年岬町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第121条第1項中「第100条第12項」を「第100条第13項」に改めるものでございます。

附則としましてこの規則は公布の日から施行することとしております。

なお参考までに新旧対照表をつけておりますので御参照ください。

以上でございます。よろしく御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

谷本 貢議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号「岬町議会会議規則の一部を改正する件」について起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

谷本 貢議長 満場一致です。よって、議員提出議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程5、意見書案第2号「道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書(案)」を議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。議会議員、小川日出夫君。

小川日出夫議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案を提案いたします。

意見書案第2号

道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書(案)

本議案を別紙のとおり、岬町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者 岬町議会議員 小川日出夫

賛成者は、岬町議会議員 辻下文信、鍛冶末雄、奥野 学、辻下正純、反保多喜男、岡本重樹。

以上のとおりであります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書(案)

次世代に誇ることができる国土形成の実現をめざし、安全・安心で活力ある地域づくり・都市づくりを推進するためには、地球規模の環境問題に対処しながら、国民共通の資産である社会資本を計画的に整備・保全することが重要である。

国民生活や経済、社会活動を支える基礎的かつ重要な社会資本である道路整備・保全是、福祉や教育と同様に一層重要となっている。

本町域においては、大阪と和歌山を結ぶ広域幹線道路である国道26号が片側1車線しかないことから、慢性的な交通渋滞を引き起こし、国道から生活道路へ流入する車両により住民の日常生活や周辺環境に多大な弊害を及ぼし、住民の安全・安心が損なわれている。

そのため、国道26号のバイパスである第二阪和国道の早期整備は、本町行政の最重要かつ喫緊の課題となっており、住民の長年の悲願となっている。

特に本年度は道路特定財源の一般財源化が予定されているが、政府の閣議決定においては、今後の道路整備の進め方がなお不透明であり、地方では極めて厳しい財政状況の中で、現行の道路特定財源だけでは必要な道路整備が立ち行かず、多額の自主財源を充当している状況である。

政府はこのような実情を踏まえ、次の措置を講じられるよう強く要望する。

1 国及び地域の社会経済活動の発展を支える広域ネットワークを形成する道路の整備を確実に推進すること。とりわけ国道26号のバイパスである第二阪和国道の整備を早期に推進すること。

2 渋滞対策や都市の活力を高める道路設備、また歩道のバリアフリー化や生活道路の整備、舗装の更新など住民の快適・安全・安心な暮らしを実現する道路整備や維持管理を着実に推進するため、これまで地方に配分されてきた額以上を「地方枠」として確保するとともに、その自由度を拡大するなど、更なる地方財源の充実強化を図ること。

3 沿道の大気汚染や騒音などの公害、地球温暖化問題に対応するため、道路環境対策を一層充実すること。

4 新たな整備計画の作成にあたっては、地方の意見が十分反映されるよう特段の配慮をする

こと。

5 暫定税率期限切れに伴い発生した地方の減収額を補填すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日

大阪府泉南郡岬町議会

なお提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣及び国土交通大臣であります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

谷本 貢議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、意見書案第2号「道路整備の推進及びその財源確保に関する意見書(案)」について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

日程6、意見書案第3号「学校耐震化に関する意見書(案)」を議題とします。

本件について趣旨説明を説明を求めます。議会議員、川端啓子君。

川端啓子議員 ただいま議長の許可を得ましたので、意見書案を提案いたします。

意見書案第3号

学校耐震化に関する意見書(案)

本議案を別紙のとおり、岬町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

提出者 岬町議会議員 川端啓子

賛成者は、岬町議会議員 鍛冶末雄、奥野 学、辻下正純、田代 堯、竹内邦博、辻下文信、和田勝弘。

以上のとおりであります。

趣旨説明は、朗読によりかえさせていただきます。

学校耐震化に関する意見書(案)

学校施設の耐震化については、先の国会で「地震防災対策特別措置法改正案」が成立し、国の緊急措置が大幅に改善されたところです。

各地方自治体においても、積極的な取り組みが始まっていますが、併せて各自治体の厳しい財政状況の中で、苦慮している実態も事実であります。

については、政府においては今回の緊急措置に併せて、以下の対策を講じられるよう強く要望いたします。

記

- 1 地震災害が続く中で、児童生徒が安全を確保するため、すべての公立学校の耐震化を実施するための所要の予算を確保すること。
- 2 地方自治体の財政状況などを勘案の上、時限措置の延長を検討すること。
- 3 補助率の高上げが行われたが、実際の工事単価との格差により自治体負担が増高している実態も見られるため、改築や新增築などに当たっても補助単価の補正ルールなどの設定を行い、きめ細かな対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月25日

大阪府泉南郡岬町議会

なお提出先は、内閣総理大臣及び文部科学大臣であります。

よろしくご審議の上、可決賜りますようお願いいたします。

谷本 貢議長 これをもって趣旨説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

谷本 貢議長 討論なしと認めます。

これより、意見書案第3号「学校耐震化に関する意見書(案)」について、起立により採決します。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

谷本 貢議長 満場一致です。よって、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

谷本 貢議長 以上をもって、今期定例会の会議に付された事件はすべて議了しました。

以上で、本日の会議を閉じます。

これをもって、平成20年第3回岬町議会定例会を閉会します。

慎重審議、ありがとうございました。

(午後0時16分 閉会)

以上の記録が本町議会平成20年第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成20年9月25日

岬町議会

議 長 谷 本 貢

議 員 鍛 治 末 雄

議 員 中 原 晶